

別表1:評価項目及び評価基準

工事名:農業水利施設保全対策事業 御原地区 令和7年度起工第1号 揚水機整備工事

	評価項目	評価基準	配点
1. 簡易な施工計画 (5.0 点)	(1)施工上配慮すべき事項 ※工事施行中における安全対策について (5.0点)	・建物内は狭隘であり作業スペースが制限されるため、現地施工に際して作業員に対する安全対策の工夫について述べること。(現場監視員等の人員配置を除く。)	5.0 ~ —
2. 企業の技術力 (10.0 点)	(1)工事成績評定(注1) (2)施工体制確保の確実性(注2) (3)工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (4)品質管理・環境マネジメントシステムの取組み状況 (5)同種工事の施工実績(注3)	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事実績なし) 受注工事量比率<0.5 0.5≤受注工事量比率<1.0 1.0≤受注工事量比率<1.5 1.5≤受注工事量比率<2.0 2.0≤受注工事量比率 主たる営業所を福岡県内に有している。 上記以外 ISO9001と14001の認証の両方を取得済み ISO9001又は14001の認証を取得済み 認証を未取得 福岡県内での施工実績あり 上記以外	4.0 3.0 2.0 1.0 — 2.0 1.5 1.0 0.5 — 2.0 — 1.0 0.5 — 1.0 —
3. 配置予定技術者の技術力 (5.0 点)	(1)請負額1,2千万円以上の同種工事の工事成績評定(注4) (2)技術士又は監理技術者の資格の保有年数(注5) (3)継続教育(CPD)の取組み状況	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事実績なし) 10年以上 3年以上10年未満 3年未満 各団体推奨単位以上 各団体推奨単位の2分の1以上 上記以外	2.0 1.5 1.0 0.5 — 2.0 1.0 — 1.0 0.5 —
合 計		(20.0点)	
4. 施工体制の評価 (1.1 点)	(1)施工体制評価点(注6)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札 低入札価格調査基準比較価格未満で応札	1.1 —
合 計		(21.1点)	

注1 評価の対象とする工事は、工事種別が機械器具設置工事で平成31年2月1日から令和6年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。

ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、平成31年4月1日から令和6年3月31日の間に完成した農林水産省九州農政局及び林野庁九州森林管理局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

注2 受注工事量比率=過去1年間の受注実績÷過去3年間の年度平均受注実績

過去1年間の受注実績とは、過去1年間に落札した福岡県農林水産部(水産局水産振興課、農林事務所、筑後川水系農地開発事務所。以下同じ。)発注工事の落札額(随意契約を含む。以下同じ。)の合計とする。

過去1年間とは、令和6年6月5日から令和7年6月4日とする。

過去3年間の年度平均受注実績とは、令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に落札した福岡県農林水産部発注工事の落札額の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。

ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、当該落札額に出資比率を乗じた額とする。

注3 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注により平成27年度以降に竣工した同種工事(口径250ミリメートル以上の陸上ポンプ及び電動機)の製作据付工事とする。

注4 令和2年度(令和2年4月1日)以降に従事した工事の工事成績評定点により評価する。(現場代理人、主任技術者又は監理技術者(専任特例2号を含む。以下同じ。)、監理技術者補佐として従事した工事に限る。かつ、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐として従事した期間が、工期又は専任性を要する期間の50%を超える工事に限る。)

評価の対象とする工事は、令和2年度以降に竣工した請負額1,2千万円以上で次のいずれかの工事とする。

・福岡県(農林事務所、筑後川水系農地開発事務所)発注の農業農村整備事業に係る工事(機械器具設置工事に限る。)

・農林水産省九州農政局発注の農業農村整備事業に係る工事(全工事種別)

注5 技術士及び監理技術者の資格は配置予定技術者の入札参加条件を満たす資格と同じである。

注6 入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。